

午前10時30分開会

○永田委員長 じゃあ、定時になりましたので、開会いたします。おはようございます。これよりオリンピック・パラリンピック対策特別委員会を開会いたします。以降、着席にて進行させていただきます。

今回、新年度に入りまして初めての委員会ですので、配付の当委員会の名簿を、いま一度ご確認、よろしくお願いいたします。

欠席届が提出されております。歌川保健福祉部長が公務のため、安田子ども部参事が通院のため、本日欠席となっております。

それでは、本日、出席で人事異動のあった理事者は、自己紹介をお願いしたいと思います。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 この4月1日付で文化スポーツ担当部長、オリンピック・パラリンピック担当部長、そして、オリンピック・パラリンピック担当課長を拝命いたしました小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○谷田部道路公園課長 同じく4月1日付の人事異動で道路公園課長を拝命いたしました、谷田部でございます。よろしくお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 4月1日の人事異動で基盤整備計画担当課長を拝命いたしました須貝でございます。よろしくお願いいたします。

○笛木特命担当課長 ことし4月1日より新設の特命担当課長ということで、環境まちづくり部の主にオリンピック・パラリンピック担当、道路公園課事業を担当しております笛木と申します。よろしくお願いいたします。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 4月1日から麴町地域まちづくり担当課長を拝命しております、三本と申します。よろしくお願いいたします。

○永田委員長 以上でよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、お手元の本日の日程どおりに進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それではまず、日程第1の報告事項に入ります。地域振興部報告事項、(1)「千代田区オリンピック・パラリンピック推進プロジェクト」の進捗管理について、理事者から説明を求めます。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 それでは、地域振興部資料1に基づきまして説明をさせていただきます。「千代田区オリンピック・パラリンピック推進プロジェクト」の進捗管理についてでございます。

これまでご説明してきたかと存じますが、当オリンピック・パラリンピックの推進プロジェクトとして、平成27年3月に70の取組みについて定め、これまで進捗管理を行ってきたところでございます。

そして、この推進プロジェクトの基本理念としまして、この資料の中段に書いてございますように、共生社会の実現を掲げており、70の事業を四つの分類にさせていただきます。その上で、大会までに加速的に行うこと、それをさらに二つに細分化して、外国人来訪者を含めます「おもてなし」についてと、大会気運を高めていくこと。そして、障害

者対応としましては、障害者への合理的配慮の推進。会場周辺の整備としましては、北の丸公園周辺地域の整備。これは、本日、また、別の報告事項としてございますけれども、そうした整備について、で、最後に、環境対応ということで、環境温暖化対策の充実ということでございます。

おめくりいただきまして、推進プロジェクトの取組みの概要でございます。先ほど申し上げました大会までに加速的に行うものとしての、まず外国人を含む来訪者への「おもてなし」ということでございます。これまでもご説明をしておりますので、詳細については省きますが、進捗があったところにつきまして、少し説明をさせていただきます。

この資料の中ほど、「公衆トイレの整備」とございます。この整備自体は着々と所管部のほうで進めておりますが、本年度取り組むことといたしまして、この公衆トイレだけではなく、民間のトイレを含む、今後、オリンピック・パラリンピックに向けてご協力をいただけるトイレの情報収集、そして情報提供の方法について今年度検討していくことになっておりまして、今後、協力いただける事業所や商業施設等に調査をかけまして、それらの情報について収集・整理をし、今後、情報提供をしていくということの段取りになっておりまして、それを今年度、中心的に行うという予定でございます。

そして、その下にボランティアの養成とございますが、これも、報告事項の3番目としまして、大会のボランティア、そして都市ボランティアの募集ということで、今後始まってまいります。

それと、この一番下のところ、大会気運を高めるといったところでございまして、これにつきましても、報告事項の2番目で、気運醸成事業の実施について申し上げますが、今後、やはりこの大会気運を高めていくということが、非常にこう、力を入れてやっていくべき取組みというふうに認識してございますので、今後、またいろいろご意見、ご議論を賜りながら推進してまいりたいと、このように考えてございます。

おめくりいただきまして、障害者対応ということで、ごらんの事業を着実に進めているということでございます。そして、会場周辺の整備につきましても、後ほど環境まちづくり部からも報告があると思いますが、これについても、着実に推進しているということでございます。

以上の取組みをしておるところでございますが、この70の取組み以外にも、やはり、オリンピック・パラリンピックに向けて取り組んでいくことが、今後新たに生ずることもございます。そうしたことにつきましては、やはりその取組みについても、整理、庁内で議論をして、オリンピック・パラリンピック関連の取組みとして進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。

それでは、推進プロジェクトの進捗管理について質疑を受けます。

○河合委員 公衆トイレの整備なんですけども、着々とリニューアルしていくということなんだけども、それに伴って民間のトイレの開放もお願いをするということで、いわゆるその民間のトイレの開放というのは、どのぐらいの数というのかしら、を想定をしているのかしら。それで、要するに、公衆トイレがありますよね。で、民間のトイレもお願いをするということは、ある程度想定があるわけですよね、トイレが足りなくなるだろうと。

その辺の数字がわかれば、教えていただけますか。

○永田委員長 どうでしょうか。（「誰」と呼ぶ者あり）担当部署の資料はある。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 あ、はい、私のところでございます。

○永田委員長 あ、そうですか。はい。（発言する者あり）はい。では、休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○永田委員長 委員会を再開します。

担当課長。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 申しわけございませんでした。平成28年度に、三百数十社のご協力いただける候補となる事業所、商業施設に調査をかけ、そのうちご協力をいただけると回答いただいた70の事業所につきまして、まず、最終的なご協力をいただけるかどうかの確認をとるということでございます。一方で、それ以外の事業所につきましても、態度がその当時決まっていなかった事業所もございますので、さらに、ご協力いただけるかどうかについての確認を進める予定でございます。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 まあ、三百数十社お願いをして70ぐらいが返答があったということなんだけど、全体の数として、どのぐらいこう、必要なかね、公衆トイレのほかに。それで、もしかそれが、民間としてお願いできなかった場合に、何か手当てをするのかどうか、その辺も含めてお答えいただけますか。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 基本的に、やはりトイレの需要が逼迫するのが、会場周辺というふうに言われてございます。で、会場周辺につきましては、私どもの調査をした結果について広く周知はしていくわけでございますが、今ご指摘いただいたような、数が足りないといったことは、これは当然、大会組織委員会のほうでも承知をしておりますので、我々のこの情報に加えて、さらにトイレの設置が必要となった場合には、仮設のトイレを設置するということで対応することとなっております。

○永田委員長 はい。よろしいでしょうか。

○河合委員 はい。

○永田委員長 じゃあ、その他、推進プロジェクトについての進捗状況について、質問はよろしいでしょうか。

池田委員。

○池田委員 大会気運を高めるということで、いろいろ努力をされているかと思えますけれども、先日5月に、東京駅の駅前で、ちょうど部長がかわったばかりだと思ったんですけども、NO LIMITS SPECIALというのが開かれておりました。で、私も見には行ったんですけども、その中で、千代田区のブースも当然ありながら、参加というか、見に行っていた方が、たまたま通りかかった方で、同じ千代田区民の方です。で、全然知らなかったと。で、それは、体験ができるんですね。パラスポーツをしっかりと体験できるという事業だったんですけども。一応、区としては、そのあたりのアナウンスというのは、どういうふうに、何かしていたんでしょうか。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 なかなか周知が行き届かなかったというご指摘、大変申しわけございませんでした。区としましては、区の広報でのお知らせ等々

していただけてございますけれども、確かに、まだまだその辺、大会気運の醸成に向けてのPRが十分とは言えないような状況かと思えます。今後、例えば、今回のNO LIMITS SPECIALというのが、東京都を中心とした事業であったわけでございますけれども、今後、東京都や組織委員会、そして、区においても、さまざまな気運醸成事業をやってまいりますので、とりわけ区の事業に関しましては、我々が主体となって、十分なPRをしていくと。で、中には、地域の動員をかけるといったことも必要かと思えますので、そのあたりは、きちんと猶予して取り組んでまいりたいと考えてございます。

○池田委員 はい。よろしく願いいたします。千代田区の中のブースでも、バリアフリーマップの紹介もしていましたし、で、そここのところでは、しっかりと英語化されたものも、どんどんやっていたので、ぜひ、そういうところはしっかりと、もっと積極的にアピールしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○永田委員長 はい。よろしく願いします。

答弁はいいですね。

○池田委員 はい。

○永田委員長 はい。

では、推進プロジェクトについて、よろしいでしょうか。

戸張委員。

○戸張委員 外国人を含む来訪者を「おもてなし」ということで、受動喫煙の防止、これは当然のことだと思えます。例えば、これ、毎回毎回私どもが言っていることですが、要するに、外国人でも、たばこを吸う人もいるはずなんです。受動喫煙の防止ということについては、ここにあわせて、喫煙所の設置ということを努力義務として入れなければおかしいと思いませんか。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 これはですね、私ども70の取組みのうちの24という番号がついておりまして、路上喫煙対策、そして、喫煙者と非喫煙者の共生を目指すということを目的とした事業ということで、取組みを進めているということでございます。その中の一つとして、喫煙所の分散設置というものも掲げて取り組んでいるところでございます。まあ、この喫煙所の設置につきましては、所管からの報告もございましたように、なかなか進まないような状況もあるかと思えますが、今後、きちんとその辺の協力を呼びかけて取り組んでまいりたいというふうに私も聞いてございますので、今ご指摘いただきました、必ず来訪者の方にも喫煙される方もされない方もいらっしゃるわけでございますので、受け皿づくりについては、重要な課題だというふうに認識してございますので、今後、そのあたりも含めまして、取組みを進めてまいりたい、重要な事項としての取組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○戸張委員 今、部長の中で一つ気になるのは、なかなか難しさがあるということをやった。ただね、いわゆる加速的に行うということだったら、もう難しいとかそういうことを言っている場合じゃないんじゃないですか。ね。それは簡単に行かないのはわかるけども、2年になるわけですから、その辺はきちっと整備してもらいたい。もう一回答弁してください。（発言する者あり）まあ、同じかもしれないけどね。

○永田委員長 担当課長。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 これまでも、喫煙所の場の確保につつま

しては、さまざまに、例えば民間の喫煙所に対しての補助をするなど取り組んできたところがございます、そのまた補助の要件についても、いろいろ緩和をする中でやってきたというふうに認識をしてございます。

先ほど申し上げた、それでもなかなか手が挙がらないという状況の中では、例えば、働きかけ方一つ。で、今申し上げた、要件一つ。いろいろとそれを研究する、私は余地があるというふうに考えてございます。直接の所管ではございませんが、やはり重要な課題だと認識してございますので、そのあたり、どこにやはり問題があるかということを含めて一度点検をした上で、きちんとその辺、確保ができるような方策を所管とも協力をして、取り組んでまいりたいと考えてございます。ご理解をお願いいたします。

○牛尾委員 関連で。

○永田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私も受動喫煙防止の件ですけれども、先日、秋葉原の、あるお宅から、ちょうど裏が民間のパーキングになっているんですけれども、そこが、ちょっと大通りから少し離れているということもあり、どうもね、もう本当に喫煙所みたいになっているわけですよ。で、吸い殻、すごい汚いと。で、掃除も、管理の方がやってくれているみたいなんですけれども、それでも、特に秋葉原という土地柄、旅行客もいるだろうし、あそこね、夜も人がいるということで、すごい何か、たばこの吸い殻、とにかく吸う人が絶えないそうなんです。で、まあ、民間の土地なんで、なかなか区のほうで取り締まるというのは厳しいかもしれませんが、例えばこの近くにこういった喫煙場所がありますよというような案内があれば、少しはそちらにたばこを吸う人が向かうというきっかけにもなるんじゃないかというふうに思っています。喫煙所をつくると同時に、こういうところに喫煙所があると。で、これからはお店の分煙化もされる店がふえてくると思いますけれども、こういった店ではたばこが吸えますよというような案内とかを、早急にこう、わかるように知らせる、そういうことも必要だと思うんですけれども、いかがですかね。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 民地におきましての喫煙の問題というものも、これは長年、課題となっている事項だと認識をしてございます。その上で、やはり受け皿がどういったところにあるかという案内というものを適切にやっていくということはやはり大事だと考えておまして、私ども、生活環境指導員、パトロールをやっている指導員のほうにも、喫煙場所のご案内を含めてやっているところでございます。やはり課題となっているところがあればそこに出向いて行って、一つ一つこう、きちんと案内をする中で、できるだけ適切な場所での喫煙をしていただくような誘導をしていくということも大事かと考えてございます。

一方で、喫煙所につきましては、ホームページ等での確認はできるわけでございますけれども、やはりそこで実際吸っていらっしゃる方に直接働きかけをしてご案内をするということを中心に、啓発を進めていくことが肝要かと考えてございます。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 先ほど戸張委員がおっしゃったように、早急な喫煙所の設置ね、これは毎回お願いをしていることなんで、ぜひとも、早急に結果を出していただきたいなとは思っていますけれども、かといって、なかなか厳しい状況も認識しております。

それで、よくお祭りのイベントとかで、簡易喫煙所かな、その時期だけたばこを吸って

いいですよというのをつくっていますよね。そうすると、実際の問題として、もう2年切りましたから、いざ開催をするとなると、喫煙所の不足というのが出てくるんじゃないかなと。すると、喫煙トレーラーとか、いろんな方法がありますよね。簡易的にその期間、喫煙所を設置できれば一番いいんだけど、できない場合の担保としてそういう方法も、東京都との兼ね合いもあるでしょうから、その辺をちょっと話し合いながら進めていかないと、間に合わないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 今ご指摘いただきましたさまざまな方法によって、やはり喫煙者の方の受け皿づくりというものに取り組んでいく必要があると考えてございます。例えば、簡易喫煙所に関しましては、祭りをやっているときに設置をするようなケースがこれまでもあったかというふうに思いますけれども、一定の範囲をイベントの会場として占用をし、道路という規制を一旦外して喫煙所を設けるといった、そういうロジックでこう、やっているわけでご覧になって、今回のオリンピックに関しまして、そういった対応ができるのかどうかということ、やはり研究していくことが大事だと思っております。

一方で、今お話にもございました喫煙トレーラーにつきましては、今年度の地域振興部の目玉の取組みとして、まず試みて設置を試みようということでございますので、そのあたりの成果や課題をきちんと認識した上で、やはりその受け皿づくりというものも大事だということも一方で考えてございますので、そのあたりの反省、検証を踏まえた上で、今後の一つのメニューとして、オリンピック・パラリンピックに取り入れられるのかどうかということに関しまして、部内できちんと議論をしていきたいと考えてございます。

○永田委員長 はい。じゃあ、この件について、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

続きまして、報告事項（2）気運醸成事業の実施について、理事者からの説明を求めます。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 それでは、地域振興部資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

気運醸成事業の実施についてということで、1番にございますように、東京2020、これはオリンピックでございます。パラリンピックの始まりは少しずれますけれども、オリンピックのちょうど2年前に当たります7月24日に、この庁舎におきまして、カウントダウン日めくりモニターをご披露するイベントを行いたいと考えてございます。

イベントの概要としましては、2番にございますように、7月24日の午前11時30分から12時30分にかけて、区民ホールで行うこととしてございます。そして、ゲストアスリートといたしまして、ごらんの4選手が参加予定でございます。で、この4選手と申しますのは、区内で開催されるオリンピック競技、これは4種目ありますけれども、その全競技のオリンピックということになります。そうした方たちにご参加をいただいて、イベントを盛り上げたいと考えてございます。

主な内容としましては、先ほど申し上げたカウントダウン日めくりモニターのお披露目ということでございます。ちょうど2年前ということで、713日前ということに当たるというふうになってございます。

そのモニターのお披露目をした後に、区内で開催される競技、先ほど申し上げた4競技のご紹介、そして、協議によっては、デモンストレーション等も交えまして、内外に向けたアピールをしていきたいということでございます。ごらのゲストアスリートによりましてのイベントとなります。

ご報告は以上です。

○永田委員長 はい。

この2年前イベントについて、質疑を受けます。（発言する者あり）

○池田委員 今、部長のほうからオリンピックという限定でいただいたんですけども、ゲストアスリートも全部オリンピック人なんですが、パラリンピアンを呼ぶというのは、もう、もちろんここでは予定はされていないですか。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 今般のイベントがオリンピックの2年前ということになりますので、当然、パラリンピックも2競技ございますので、当初ちょっと、呼ぶか呼ばないかという議論も中ではあったわけでございますが、今回は、あくまでも、オリンピックの2年前ということでございますので、オリンピックのみということでございます。

○池田委員 そうしますと、パラリンピックの2年前の開催のこういうイベントというのは、考えていないんですか。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 はい。今般のメインとなるのが、日めくりカレンダーのオープンということになりますので、日めくりカレンダーのオープンということとしてのパラリンピアンの方のイベントというものは、現時点で未定でございます。考えてございません。

○池田委員 そうしますと、このカウントモニターというのは、オリンピックだけの掲示ということで、パラリンピックがあと何日ということまではないんでしょうか。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 このモニターが、その日めくりの機能であったり、あとは、動画をこう、そこで映すような機能であったり、幾つかの機能を含むモニターとなってございまして、例えば今後、パラリンピックに向けて何日前ということの切りかえをしながら表示をするということも可能でございますので、そうしたことは、我々としましても、現在、検討しているところでございます。

○池田委員 よろしく願いいたします。東京都もいろいろ、開催前のイベントとしても、パラスポーツ、パラリンピックを成功させるというのが大前提ですから、オリンピックのおまけでパラリンピックを紹介するのではなく、同じぐらいに取り扱っていただきたいんですけども、いかがでしょう。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 ご指摘もっともでございまして、私も本会議の答弁でもさせていただきましたように、今回の2020オリンピック・パラリンピックにつきましては、パラリンピックの成功なくして大会の成功なしという認識でございますので、今後、パラリンピックにつきましても、適宜きちんと取り上げた上で、広くやはり知っていただくことによりまして、大会全体のこう、盛り上がりにも直結するものだと思っておりますので、きちんとご指摘も受けとめまして取り組んでまいりたいと考えてございます。

そして、ごめんなさい、1点ちょっと訂正がございまして、先ほど私、「713日前」

というふうに申し上げたかと存じますが、「731日前」の間違いでございます。訂正をさせていただきます。（発言する者あり）申しわけございません。

○永田委員長 2年前大会イベントについて、ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

では、続きまして、報告事項（3）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連情報について、理事者から説明を求めます。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 それでは、地域振興部資料3に基づきまして説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきますと、資料3-1としまして、東京2020オリンピック聖火リレーコンセプト発表ということでございます。ごらんのような、「希望の道を、つながろう」というコンセプトのもとに聖火リレーをやっていくということが決まっております。

で、少し、資料、飛び飛びになるんですが、おめくりいただきますと、一つめくっていただきますと、2020オリンピック聖火リレーの日数ということで、表になっているのがございます。こちらごらんいただきますとおわかりいただきますように、東京都内につきましては合計15日を予定してございます。それ以外に、東日本大震災被災3県や、複数種目を実施する埼玉、千葉、神奈川、静岡といったところ、それ以外の39道府県合わせまして114日の日数で、聖火リレーをすることとなっております。

その上で、具体的なコースにつきましては、今後、組織委員会の中で決めていくということになってございますが、一つ、今の表のまた裏を、ちょっとごらんいただきますと、対象としまして、全ての方々、国籍や障害の有無にとらわれず、バランスに配慮して決めていくということでございます。ごらんのようなコンセプトのもとにランナーに走っていただくということを想定してございまして、大体、1人2分であったり、あるいは200メートルであったりというものが一つの目安になって、リレーをつなぐということでございます。

それと、オリンピックのマラソンコースと競歩のコースについて決まっております。資料3-2をごらんください。それぞれマラソンの男女と、競歩の競技についてのコースが決定をしたところでございます。マラソンにつきましては、これは車椅子マラソンも同様のコースということでございます。

おめくりいただきますと、全体のコースが別紙1に書いてございまして、新しい国立競技場をスタートし、ごらんのようなコースをたどるということでございまして、千代田区内におきましては、後ほどまた別の資料でございすけれども、水道橋から区内にこう入ってくるような、そのようなルートになってございます。

一つまたおめくりいただきますと、競歩のコースということで、皇居の外苑におきまして、50キロコースと20キロコースということで、コースの設定がしてございます。ごらんの範囲での往復をするということでございます。この中を、こう、何往復もするというようなコースどりになっております。

そして、その次のページになりますと、これは千代田区の通過エリアということで書いてございます。先ほど申し上げたように、千代田区内をまず南下をしていって、靖国通り



に一旦入って、小川町や、そのほかこう、抜けていただいて、一旦また区外に出て、さらに、戻ってくるようなコースをたどってございます。資料にありますようなコースでございますが、大体、この、目視で計算をしましたところ、約9キロが千代田区内の滞在距離になるという予定でございます。はい。

それと、おめくりいただきまして資料3-3でございます。2020大会のボランティアの募集ということで、記載をさせていただいております。ごらんのように、大会ボランティア8万人、都市ボランティア3万人ということでございまして、ことしの9月の中旬から12月下旬まで募集をすることとなっております。応募要件については、それぞれごらんのとおりでございます。そして、活動分野と人数につきましても、大会ボランティア、都市ボランティアそれぞれ書いてございます。大会ボランティアは、専ら競技の会場の中でのサポート、アテンド等になってございます。都市ボランティアについては、観光案内、交通案内が主な仕事となっております。

おめくりいただきますと、今後のスケジュールが書いてございます。今月下旬に募集の要領について発表がなされ、応募登録や、その他、研修等を経まして、最終的に2020年6月以降に配置になるということでございます。

そして最後に、資料3-4ということで、2020参画プログラムの活用ということでございます。大会が2年余りに迫った中で、さらに気運を盛り上げていくための取り組みでございます。この資料の真ん中にごございますような公認プログラムということの認証を、組織委員会に対して行えるということでございまして、例えばこれ、他市、他区の事例が書いてございますが、さまざまなイベントをオリンピック・パラリンピックの関連イベントということで位置づけをいたしまして、こういった公認マークを使った中で取り組めるということでございます。こうしたことによって、さらなるPR、気運の醸成を図ってまいりたいということでございます。

そして、この公認プログラムの申請に当たらない事業につきましても、この一番下の囲みでございますように、一定の要件を備えれば、講演会やトークショーなどのゲストにオリンピックとかパラリンピアンを呼んだ場合に、私どもからこの案内パネルを出したり、あるいは啓発グッズをお配りしたりといったような補助が出る場合がございます。

一つおめくりいただきますと、はい、公認プログラムと応援プログラムということで書いてございます。この中段にごございますような八つの分野、「スポーツ・健康」、「まちづくり」、「文化」、「教育」等々の分野の取組みにおいて、現時点でもこのプログラムの受け付けは行っているところでございます。で、この一番下にごございますような公認プログラムになった場合には、もう、この公認プログラム、大会のエンブレムそのものが使えるといったことでございます。一方、応援プログラムにつきましても、このようなマークを利用できるようなことになってございます。こういったことがございますので、これらを駆使いたしまして、大会全体の気運を盛り上げてまいりたいと考えてございます。

概略の説明をさせていただきました。以上でございます。

○永田委員長 はい。

以上の大会関連情報について、質疑を受けます。

○河合委員 この最後のページの参画プログラムなんですけども、公認のイベントと応援のイベントがこう、あるわけですよ、一番下。そうすると、普通の、よく今テレビで宣

伝をしていて、メーカーさんがいて、真ん中にオリンピックとパラリンピックのマークを使って、いわゆるスポンサーとして公認されているものがありますよね。この三つの違いというのは、どういうところが違うんでしょうかね。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 この資料2の枠組みに書いてございますように、自治体であったり、スポンサー自身であったり、JOCであったり、そうした団体については、この公認プログラムが使えるということでございます。それ以外の、これ、開催自治体でない自治体であったりNPO等であれば、この応援プログラムが使えるということでございますので、そのあたりでの区分けになってくるのかなと思っております。

○河合委員 一応、公認のプログラムだとすると、その公認の企業が何かをつくりますよね。それで、期間中に、じゃあ1億個売れますよと想定した場合に、その売り上げの1割か何かをJOCか、に寄附をするというんでスポンサーをもらうというのが、大体メーカーさんのやり方ですよ。そうすると、まちで何かをやりますよとか、地域のさっきの気運上昇にもつながるようなイベントをやるとかいうときに、使えるものというのはどれなんでしょうね、この中では。この二つ、公認プログラムと応援プログラムのあった場合に、こういうものは使えるものなのかどうか。我々が、実際、地域で何か活性化をしようとするときに、使えるものがあるのかどうか、その辺もちょっと教えていただけますか。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 そうしたご要望がかなり各地域から寄せられているということがございまして、例えば、地域のお祭りであったり、商店街のイベントであったり、そうしたものも、一定の要件をクリアすればですね、まあ、基本的には、区と一緒にこう、やっていると。例えば商店街の商業目的だけではなくて、区と一緒にやって取り組んでいるということが、まあ、大まかに言うとそういう取組みであれば、こういう応援プログラムの認証を受けて、そのマークが使えるというような、現時点で仕組みになってございます。

○河合委員 そうすると、区の公認をいただければ、いろいろ申請をして通れば使えるということですよ。であるならば、もう2年切りましたから、いろんなそういうね、アイデアというか、地域の、さっきの気運醸成につながると思うんだけど、募集をして、ぜひ、やったらどうかというようなことを進めていかないと、ただここで言ってもね、なかなか、これ、波及効果ないと思うんで、それも含めて、ちょっと検討いただけますか。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 はい。ご指摘ももっともだと思っております。今後、地域や商店街や例えばスポーツ関係団体、そうしたところに働きかけをしていって、こういったプログラムを使っていただくことによって大会気運を盛り上げていくということが非常に大事だというふうに私どもも認識しておりますので、今後積極的にPRをして、できるだけ使っていただけるような制度として取り組んでいきたいと考えてございます。

○永田委員長 例えば、区民体育大会のパンフレットかなんかに、このマークを使う場合は、公認マークと応援マーク、どちらになるんですか。（発言する者あり）

担当課長。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 現在、準備を進めてございまして、公認マークが使えるという形での準備をしているところでございます。（発言する者あり）

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 それと関連なんだけれども、武道館では柔道をやったりとか、それから、皇居のところでは競歩がありますよね。そうすると、例えば千代田区だと、日枝山王祭とか神田のお祭りとか、もしくはこの辺だったら築土神社のお祭りがあると。そうすると、地域の伝統文化を見せるというようなイベントを、まあ、町会を挙げて支援をするなんていうときに、実際じゃあ武道館の柔道の会場のところでやろうかという場合にも、これは規制が非常にかかると思うんですね。ここは使っちゃいけませんよとか。そういう、何とかな、規制の緩和をしていただける方向とか、どことそこを交渉したらいいのか、その辺も含めて、いわゆる関連施設の周りで気運を醸成していこうという場合に、今後、多分そういう問題が出てくるかなと思いますんで、その辺のルートも含めて、ちょっと明確に、どこと調整をすればそれが可能なのかどうかということも含めて、検討していただければなと思うんですけども、その辺どうでしょう。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 まさに、地域の行事をいろんなところでオリパラに関連づけて盛り上げていくということは大事だというふうに思っております。一方で、今ご指摘をいただいたようなさまざまな規制というものがあるということも事実でございます。で、その置かれた状況、会場周辺の状況であったり、その競技の開催団体の考えであったり、いろいろ状況によって、そのあたりの規制がどこまでかかってくるのかとか、どこまで逆にできるのかといったようなことも変わってくるかと思えます。そのあたりにつきましては、私どもが、例えば地域のご要望、あるいは地域のイベントの主催者の方々と話をしていく中で、必要なところにきちんと取次をする等々の対応をして、やっていきたいと。ですから、基本は、まず私どもにオリパラ担当が役所の中にございますので、そちらにご相談をいただく中で、適切な対応をしていきたいと思っております。その状況によって、また対応はさまざまというふうに考えられるわけですが、まずは私どもにご相談をいただきたいと思えます。

○永田委員長 米田副委員長。

○米田副委員長 今、河合委員もおっしゃっていたんですけど、どこに何を言っているかわからないというのがよく聞いたことがあります。一度、私の、区の——区じゃなくて町会行事でオリパラのマークを利用させていただいて、ちょっと補助をいただいたとか宣伝させていただいたということがあります。それは、私に聞いていただいたんで、オリパラの方に聞いて、何とかうまくできたと。で、一般の区民の方々は、なかなかそれがわからないと思うんですよね。だから、これから周知していただけるということですけど、その辺のところをしっかりと、周知してもらいたいなと思うんですけど、いかがですか。

○小川オリンピック・パラリンピック担当課長 先ほど申し上げた、今後、地域や関係団体へのPRをする際に、まずは私どものほうにご相談をいただきたいということで、きちんとそのあたりもPRを徹底していきたいと考えてございます。

○永田委員長 はい。よろしく申し上げます。

じゃあ、大会関連情報について、質疑、もう、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

続きまして、環境まちづくり部、報告事項（１）九段坂公園の整備について、理事者から説明を求めます。

○笛木特命担当課長 それでは、オリンピック・パラリンピック会場に近接しております九段坂公園の整備について、環境まちづくり部資料1に沿って説明させていただきます。

まず、1、これまでの経緯ですが、平成28年10月から平成29年6月にかけて、北の丸公園周辺地域委員会によりまして、北の丸公園周辺の公共空間整備に向けた基本構想案を策定いたしました。また、昨年5月に、九段坂公園整備に関する地元協議会を立ち上げております。昨年5月と6月と2回の協議会では、北の丸公園周辺地域構想の検討状況や公園整備の基本的考え方、課題等について、委員の共通認識を図りました。

また、昨年6月16日の当委員会、また6月20日の企画総務委員会におきまして、北の丸公園周辺地域構想（案）や、地元協議会の立ち上げについて報告しております。

また、7月24日には第3回地元協議会兼地元説明会を開催し、協議会のみならず地域の皆様に検討の経緯や整備の方向について説明してきました。

また、平成29年10月の区議会第3定で、当委員会におきまして北の丸公園周辺地域構想の策定と、公園の整備の今後の予定について報告しております。

裏面に移りまして、その後、ことしになりまして、3月からこの6月まで1カ月に1回の割合で地元協議会を開催し、昨年から合計7回にわたる協議会によりまして、基本設計案や銅像、樹木の取り扱い、公園施設等について検討し、整備内容案をまとめてきたところでございます。

続きまして、1枚めくりまして資料1-2、九段坂公園の概要と現状です。

まず、概要ですが、現在の九段坂公園は、千鳥ヶ淵沿いの九段坂に面しておりまして、面積が1,548平米、長さ80メートル、幅約20メートルの縦型の形をしております。公園用地は財務省のもので、もともと東京都が管理していたものを昭和40年に千代田区が受け継ぎ、区の公園として既に50年以上が経過しております。区の管理以前から、公園には灯台だとか銅像、記念碑が設置されております。

一方、今回、公園と一体的に整備する消防署跡地は、面積が約500平米、現在はアスファルト舗装がされ、ちよくるのポートとして暫定利用しております。

改修整備後の公園面積は、合計で2,043平米、長さ約120メートルとなります。また、資料の右側半分には、公園と周辺の状況写真を載せております。

続きまして、1枚めくりまして、資料1-3、九段坂公園の現状です。写真と平面図を載せています。平面図の中で紫色で示しているのが、灯台、銅像、品川弥二郎像と大山巖像、また記念碑です。

また、茶色で示しているのが階段でありまして、九段坂に面して高低差があるため、公園内には、5カ所ほど、小さな階段があります。そのため、現在の公園は、バリアフリー化がされていない状況です。また、左上の写真にありますように、公園内の園路が波打っていたり、その右の大山巖の顕彰碑は、断面から見て傾いている状況です。

また、下側の写真数枚は、お濠側の樹木と園路です。お濠には木々が繁っておりまして、大木や老木もあり、眺望も見えにくい状況です。また、お濠側の園路は狭く、途中で途切れていて連続しておりません。一方で、公園に隣接する靖国通り側には横断歩道橋がかかっております。横断歩道橋の階段は歩道と公園の一部を占用しているため、歩行者の通行間隔を狭くしております。

続きまして、1枚めくりまして、資料1-4、これは昨年策定しました北の丸公園周辺

地域構想の概要版の中の、さらに整備の基本方針です。この地域のまちづくりのコンセプトとしましては、左上のほうに記載しておりますが、世界に誇れる風格のある町「北の丸」です。

また、地域の方針としまして、北の丸公園の周辺を九段坂、千鳥ヶ淵、代官町、牛ヶ淵など、四つのゾーンに分けて、ゾーン別の方針を示しております。その中で九段坂ゾーンは、左側の赤枠で囲っておりますが、九段坂から田安門や市ヶ谷方面へのバリアフリールートの確保、また、九段坂公園の改修を主なまちづくりの内容としております。

また、整備の基本方針としまして、中央の赤枠で2カ所囲っておりますが、左側は、九段坂公園の整備では、歩行者動線の確保、常燈明台、銅像等の歴史的資源の保全、千鳥ヶ淵沿いの歩行空間の連続性確保、消防署跡地を含む質の高い眺望機能や交流機能の整備を基本方針としています。これらの基本方針に沿いまして、これまで地元協議会におきまして九段坂公園の整備内容を検討してきたところです。

続きまして、1枚めくりまして、資料1-5、4、公園のイメージパースです。九段坂の坂の上のほうから見たイメージです。手前の消防署跡地は、2段に分けて広場を整備しています。これによりまして桜の時期のイベントスペースや、交流空間を確保しています。

また、同時に、お濠側の景色のよい眺望も確保するため、広場空間を確保します。広場には、休憩しながら眺望を楽しめるようなベンチも設置します。また、お濠沿いには、歩行空間としてバリアフリールートを整備するとともに、千鳥ヶ淵緑道との連続性を確保していきます。さらに、靖国通り沿いには、歩道と連続した空間を創出することによりまして、歩行者の混雑緩和を目指していきます。一方で、現状の公園にある灯台や銅像、記念碑は残していきます。

続きまして、1枚めくりまして、資料1-6、公園の計画平面図の案です。図の右上が田安門側、左側が千鳥ヶ淵緑道側です。また、青い点線で囲った部分が、今回、公園整備を行う範囲です。赤い矢印で示した部分は、階段のないスロープによるバリアフリールートです。

また、図の下側にある計画断面図に示しますように、公園の、九段下側の高さが20.4メートル、市ヶ谷側の高さが24.3メートルですので、公園の端と端で高低差が約4メートルあります。このような状況から、公園内には、階段を使わなくても移動できるよう、バリアフリールートを靖国通り側とお濠沿いに設けております。

また、公園は、大きく分けて四つの広場を整備します。広場と広場の間は、階段とバリアフリールートでつながります。また、広場には、図に絵で示しているような、階段を利用したベンチや、樹木の周りのサークルベンチなどを設置し、休憩の場を創設します。また、図の点線の楕円形部分2カ所は、お濠を望む視点場として位置づけております。

次に、樹木ですが、桜はピンク色、それ以外は緑色で示しております。また、丸で囲ってあります樹木は既存の樹木です。新設の樹木は、ちょっと薄く示されておりますが、丸で囲っていないものです。

以上の整備内容によりまして、公園の整備方針であります歩行者動線の確保、歴史的資源の保全、千鳥ヶ淵との連続性の確保、消防機能や交流機能の整備の実現を目指します。

次に、1枚めくりまして、6、樹木状況図です。ここでは、樹木の活力判定、新植・保全・伐採の理由を示しております。活力判定の結果を左上の2段目の表に示しております。

健全なものであるA判定は緑色、注意すべき被害がB 1でオレンジ色、著しい被害のあるものが赤で、B 2とCで示しております。

また、真ん中の表に示しますように、保全する樹木は青丸で囲い、伐採する樹木は囲っておりません。また、新植の樹木は、緑色のぼんやりした木の形で示しております。本数としましては、保全する樹木が19本、伐採する樹木が20本、新植する樹木が10本です。また、下側の写真には、伐採する樹木の状況と理由を明記しております。

最後に、今後のスケジュールですが、今回の九段坂公園整備は、オリンピック・パラリンピック開催に向け、2020年3月の桜の開花時期までに整備してまいります。

報告は以上です。

○永田委員長 はい。

以上の九段坂公園の整備について質疑を受けます。

○秋谷委員 だんだん具体的になってきて、すごく楽しみな面もあるんですけども、7回にも及ぶ地域の協議会ででき上がってきた案なので、なるべく、できるだけこの限りで進めていただきたいと思うのですが、この計画に出てきていない、反映されていない要望があると、ちょっと聞いているのですが、そういうものがあれば、何か教えていただけませんか。（発言する者あり）

○笛木特命担当課長 今回は、整備のコンセプト、歩行空間の確保と、あと灯台等の歴史的資源の保全、また、連続したお濠沿いのバリアフリールートの確保、また、消防署跡地の眺望だとか、そういったもの、それが基本の整備方針になりまして、それに基づいて地域の方からご意見を伺ってきた中で、なるべく地域の方のご意見をここに反映してきたところがございますけども、まあ、地域の方もこの構想自体がわかっておりますので、特に無理なこういった意見だとかそういったことは、出てこなかったという状況であります。

○秋谷委員 もしかしたら僕の勘違いというか、僕だけ聞いて、話にずれがあったら申しわけないんですけども、僕も富士見地区に住んでおりまして、周りの方には、トイレにウォシュレットをつけていただきたいと、（発言する者あり）ね、外国人の方は日本のウォシュレットもあれですし。あと、防犯カメラであったり、その点、まだ細かい調整で聞く部分に関しては、切り捨てたりせずに、ちゃんと要望を聞いて進めていっていただきたいのですが、その点はどうお考えでしょうか。

○笛木特命担当課長 そうですね。トイレのウォシュレットについては、設置してほしいという意見はいただきました。で、現在ですね、千代田区内の公衆トイレの中で、ウォシュレットを設置しているトイレというのは、秋葉原の有料トイレ「オアシス@akiba」と、あと、淡路公園の誰でもトイレ」の2カ所だけでありまして、秋葉原の公衆トイレは有人管理でありまして、また淡路公園は隣接する再開発のワテラスのほうで管理を行っております。

で、ウォシュレットを設置した場合、管理上いろいろ想定されることがあります。いたずらされたり、壊されたり、時には持っていかれるんじゃないかという意見もあります。今、庁内でいろいろ議論のあるところで、議論しているところでございます。

一方で、現在、オリンピック・パラリンピックに向けまして、区内32カ所の公衆トイレのリフレッシュ事業というのも行っております。その中で新たな維持管理手法、そういった、今まで培った維持管理手法はできないかということで、検討をしておりますので、

その状況によりまして、実施していきたいと。まあ、現段階では、今度その辺の議論の状況によりまして、いつでも設置できるような仕様にはしておきたいということで考えております。

あと、防犯カメラの設置もご意見としてありました。現在、道路の防犯カメラというのは、商店会だとか町会などが設置しておりまして、その際に国と都が補助金を出しております。一方で、区の公園につきましては、防犯カメラを設置している公園はありません。プライバシーだとか運営上の問題もありまして、これについても、設置について、いろいろ議論のあるところだと考えます。

また、九段坂公園につきましては、人通りが比較的多い靖国通りに面しておりまして、また今回の改修によりまして、樹木の整理だとか眺望広場の設置などをしておりますので、見通しのよい公園になるだろうということで、防犯カメラの設置については、今後の改修後の状況を見まして、検討する方向と考えております。

なお、道路と同様に区が設置するのではなくて、地元商店街や町会が設置するという方向もあるかと考えております。

以上です。

○秋谷委員 ウォシュレットに関して、結構前向きなご答弁いただいて、うれしい限りで、あと、防犯カメラは確かに難しい点もあると思うんですけども、いろいろな可能性を加味しながら、ぜひ、前向きに考えていただければなと、僕自身思います。

それと、田安門の歩道橋、あそこの歩道橋の撤去について、まだ、やはり東京都と警視庁と協議してほしいとの要望もあったみたいなんですけれども、その点に関してはどうでしょうか。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 ただいまの九段坂のバリアフリー、資料1-4の基本方針の中でも、九段坂エリアについてはバリアフリーの検討ということで、田安門前交差点、で、そちらの横断歩道橋にかわる平面横断歩道の設置検討という方針が出されております。で、この間、いろいろな実態の確認と、道路管理者、交通管理者との協議を進めてまいっております。で、現状におきましては、実際あの歩道橋自体が生徒・児童が使っているという実態もございますので、いきなりなくすというのもちょっと難しきろうというふうに考えてございます。

で、今、警察のほうと、歩道橋を残したまま横断歩道を設置できないかというふうな協議をしてございます。それは4月に入ってから協議のほうを進めてまいっておりますけれども、もし、横断歩道がありつつも歩道橋を設置すると、まあ、今まで渡れなかったところが渡れるところというふうに認識されるということで、安全上の課題がないかということは今検証いただいていて、まだ、設置ができる、できないという結論をいただいていないという状況で、今、協議の途中でございます。

○秋谷委員 以前何度かこの話が出たときに、撤去の話はないと、それだけだったのが、まあ、横断歩道と並行してとか、その後、様子を見ながらというのがすごく、何か前に進んだなという感じがして、何かすごいうれしい気がします。

それと、田安門のところの歩道橋の下には、金網で囲まれているデッドスペースというか、何か、何に使われているのかなというところがあるんですが、あれは一体、何で金網で囲まれているのかな。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 すみません。実際、金網で囲われているところがありますけれども、すみません、ちょっと私、事情を把握してございません。（発言する者あり）そこにこう、人が立ち入ることによって、少し頭をぶついたりとか、そういう安全上の問題はあるのかというふうに認識してございます。すみません。

○谷田部道路公園課長 委員長、道路公園課長。

○永田委員長 道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 ただいまの歩道橋の下のフェンスのところでございますけども、これは靖国通りでございますので、東京都のほうの管理になりますが、恐らくそこに不法占用とか、それから、ホームレスの関係の、荷物を置かれたりとかそういう、管理上そこをフェンスで囲って、そういうことのないようにということで対策を起こしたものだとして認識してございます。

○永田委員長 はい。

秋谷委員。

○秋谷委員 すみません。あともう少しだけ。

そうすると、代官町通りのほうの歩道橋、区道のほうの歩道橋のあの下には、フェンスはないんですね。今まであそこ、僕、毎日ランニングして通っていて、そんなにか、散らかっていたり、何か荷物が置かれているというところは見ただことないんで、何かそこを、まあ、今で言えば喫煙所であったり、何かちよくるのポートであったり、何が——何かしらの形で有効利用ができたれば、田安門のほうもいいし、みたけばしのほうの歩道橋もいいのかなと思うんで、その点に関して何かお考えをお持ちでしょうか。

○谷田部道路公園課長 代官町のところ、そうですね、確かに歩道橋、あそこもあるんですが、これ、区内全体にも言えるかもしれませんけども、場所によって、そういう対策を講じなきゃいけないような状況になっていたりと、そういうところの場所とそうでない場所という仕切りになっているのかなと思っています。

特に、代官町のところに関しましては、非常にあそこは、皇居の周りでもありますし、そういう意味じゃ警備が非常に厳しいところもあって、なかなかまあ、そういう状況にならないところなので、対策を講じなくても済んでいる状況だろうと認識してございます。

ただ、いろいろ、有効活用等につきましては、先ほどご指摘いただきました、ちよくるのポートの設置とか、それも全体のポートの位置のバランス等も考えながら、必要な箇所についてはそういうところも活用しながらやっている事例もございますので、今後そういうことも含めて、今、有効活用できるものについては、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○永田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 最後の1-7の樹木状況のことについてですけれども、これ、新しく植える樹木というのは、もう大体決まっているんですね、どんなものを植えようというのは。

○笛木特命担当課長 新しく樹木を植える——樹種でしょうか。今のところ、桜が半分ぐらいを予定しておりまして、あとの5本につきましては、桜の時期以外にも季節感を感じられるような花が咲くような、そういった樹木を検討しておりまして、まだ、樹木自体は決めたといいところではございません。

○牛尾委員 協議会の中でもいろいろ話し合われてはいるとは思いますが、まあ



ね、残念ながらちょっと、伐採せざるを得ない木がありますけれども、結構いろんな種類の木が、これを見ても植わっているんだなというのは思うんですけども、いろんな木が植わっていることによって季節感を感じることもなると思うんですよね。だから、残りの5本ですけれども、できれば、切られる木でも、相当な種類はありますけれども、同じような木が、また植わっていれば、見た目にも、季節感でも感じられるんじゃないかなと思うんで、そこはぜひ、協議会の皆さんが話し合われることですけれども、いろんな樹木を選択肢に入れて選定していただければなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○笛木特命担当課長 協議会の中で、まだその、季節感を感じられるというところぐらいまでしか、皆さんと話合っていない状況で、今後、樹木につきましては、今もたくさん種類があるということで、その辺を踏まえながら、協議会のほうに提案しながら決めていきたいと考えております。

○永田委員長 はい。

河合委員。

○河合委員 今、樹木の話なんですけども、今、明大通りのプラタナスも含めて、非常にデリケートな、樹木に関しては状況が続いているのではないかなと思っています。それで、やむなくこれ伐採を、枯れちゃう木もあるんでしょうから、するのはしょうがないんですけども、できるだけ保全をする方向で考えていただければ一番ありがたいかなと思っています。

それで、植えかえるときも、今、牛尾委員がおっしゃったように、同じような木を植えておくということであれば、これは既存にこの木が植わっていて、そこがどうしても枯れてしまうんで、同じ木を持ってきましたということであると、今までの景観と余り変わりはないかもしれないけども、新たに、新種の木みたいな、そこも問題もなりましたよね。千代田区で、道路とか公園に植える木はこれを中心に植えましょうという決め事を全然無視して、新しい木を最近は植えていますんで、その辺も含めて、再度ここは、慎重に検討をしていただきたいと思います。

それともう一つ、この資料の1-7。私、何回もお話をしているんですけども、カラーで非常に見やすいとは思うんですけども、50人に1人は、カラーバリアフリーに気をつけてもらわないと、見にくい方もいらっしゃるんで、資料として出す場合、検討する場合には、必ず、もうちょっとカラーに気をつけて、きれいじゃなくてもいいから、見やすいようなものに、で、健常の目の方もわかるような資料にお願いをしたいと思いますので、その辺は必ず、次回から結構ですから、実施をしていただきたいと思います。

○笛木特命担当課長 樹木につきましては、本当にデリケートな部分が今、ありますので、なるべく残せるものは残していきたいというところで、今これだけの案が出てきた中では、伐採が20本。これは本当にやむを得ずということで、基本的には、この活力判定の中でB1以降、B1、B2、Cにつきましては、移植も不可能だろうという状況です。まあ、できるんじゃないかと、移植可能じゃないかというのは、緑色のA、これも、ただ、いろいろまた、樹木医さんとか、いろんな条件を勘案しながらしないと、できるかどうか不明な状況でありますので、そうした中で、できる限りそういった検討はしていきたいと考えております。

また、この、色の使い方、樹木の状況図ですね。これにつきましては、ちょっとその、そういった、（発言する者あり）バリアフリーの観点から勉強させていただきたいと思い——今後お願いします。

○河合委員 あと、先ほど秋谷委員のおっしゃった歩道橋の問題なんですけども、公園の九段坂のほうの消防署のところは、非常にきれいになると。で、この絵を見ても、歩道橋の入り口は非常に広がっているんですけども、片やこのままの設置だと靖国神社側は、非常に狭小のままで、片っ方は非常に広くできたけど、こっちは、現状となるとね、余りこれ意味がないのかなと。で、協議会でもいろいろ、撤去のお話も出ていましたけども、四ツ谷寄りにずっと移設をするという案はなかったんでしょうか。武道館の周りは、やっぱりバリアフリーにしなければいけないから、横断歩道をつくったりとかいうことはね、これはいいと思うんです。ただ、歩道橋があることによって、結構バリアフリーではなくなって、非常に混雑の原因になる場所になるかなと。靖国神社の入り口のところです。あれを四ツ谷寄りにずっと、ちょうど千鳥ヶ淵の入り口あたりまで持っていくような、そういうようなお話も出ていたんじゃないかなと思うんですけども、その辺の検討はなされたんでしょうか。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 まずは、先ほどの基本方針の中でバリアフリー化を図るとというのが基本ですので、なくす方向の検討はしてまいりましたけれども、ちょっと、今の横断歩道をそのまま残した形で動かすという検討は、ちょっと、私、着任してからは、ちょっと行っておりません。

○河合委員 そういう検討がなされていないのであれば、ぜひそれも選択肢の一つに入れていただいて、今の歩道橋のところには横断歩道をつけると。で、この歩道橋に関しては、もうちょっと、四ツ谷寄りに移設をするということであると、靖国神社の入り口のところの混雑の緩和もできるのではないかなと思いますので、まあ、これは協議会もあることですから、そこでまたもんでいただくことだと思うんですけども、その辺も含めて、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

○三本麴町地域まちづくり担当課長 今、ちょっとお話が出ましたので、この間の経緯とあわせて、現実的にできるかどうかということも、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○河合委員 はい。

○永田委員長 では、この件については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

以上、担当部からの報告事項を終わります。

続いて日程2、その他ですが、各委員から何かございますか。

○池田委員 先日の議会の議場のほうで、岩佐議員の代表質問の中に、オリンピックの暑さ対策に、市民緑地認定制度についてということで質問がされたと思うんですけど、すみません、具体的にどのようなことが教えていただきたいんですけども。

○印出井景観・都市計画課長 先般の岩佐議員、紡ぐ——岩佐議員の会派のほうから代表質問が、市民緑地認定制度について、ございました。これは昨年の都市緑地法の改正でもって創設をされたものでございます。従前から市民緑地制度というのはあったんですけども

ども、従前の場合は、イメージとしては、世田谷などをイメージした屋敷林を、自治体と契約して、そこを公園みたいな形で自治体のほうが管理すると、そういう市民緑地制度というのはあったんですけども、今年の市民緑地制度の改正によりまして、民間が広場として提供するものを、都市公園と同じぐらいのレベルで維持管理すれば、それを市民緑地として認定をしましょう、契約ではなくて認定しましょう、管理は民間で引き続きやってくださいと。管理に当たっては良好な維持管理、活用についての計画をつくってもらって、それをまた自治体のほうが認定しましょうと。二つの認定、団体としての認定、計画としての認定。二つの認定をした市民緑地について、固定資産税と都市計画税を減免するというような仕組みになっております。で、東京、しかも都心においては、その減免の規模が非常に大きいものですから、ただ単に、良好に緑を維持管理するだけではなくて、もう一段、質の高い緑の管理とか活用とか、あるいはエリアマネジメントを通じたイベントとか活動とかということ、我々としては求めていきたいというふうに思っています。

ただ、何分、具体的な説明会がこの5月にあったばかりですので、先般の質問をきっかけとしながら、私どもとしても、この制度の活用については、引き続き検討していきたいと。その中で、やはり、別のご質問でもありましたけれども、オリンピックの暑さ対策というのが喫緊の課題だということ踏まえて、オリンピックまでにこの制度を活用して、大手町とか、神田周辺にも公開空地等々ありますけれども、現状をさらに緑の量や質を高めて、場合によってはイベント型のミストとかといったことも含めて、この制度を使って展開できないかということ、少し研究をしていきたいというふうに思っています。ちょっと、本会議の中では、細かい説明もできなかったんですけども、今後、この制度の運用については、オリンピックとの関係で言えば、動きがありましたら、また改めて、こちらの特別委員会のほうにもご報告をさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、すみません、1点。この制度を利用する際には、活用する際には、緑の基本計画の改正が必要になってきます。本会議でもご答弁申し上げましたけども、緑の基本計画の改定が必要になってきますので、そのあたりの議論というのは、企画総務委員会にもご報告をしながら、お諮りをしながら進めていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○永田委員長 はい。よろしいですか。はい。

じゃあ、その他、委員の皆様からよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

執行機関からその他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 なしで。はい。ありがとうございます。

それでは、最後に、日程3の閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども当委員会が開催できるよう、議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

では、本日は、この程度をもちまして閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

午前11時45分閉会